

## 建材トップランナー制度の対象となるサッシ及びガラスの選定について（案）

### 1. 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の条件

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第29号。以下単に「省エネ法」という。）第81条の2において熱損失防止建築材料は「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料」と定義されている。

また、特定熱損失防止建築材料は、省エネ法第81条の3第1項に基づき、以下の3点の全てを満たすものである必要がある。

- ①我が国において、大量に使用される熱損失防止建築材料であること。
- ②建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであること。
- ③熱損失防止性能の向上を図ることが特に必要なものであること（例えば、熱損失防止性能の改善余地、社会的要請等を有すること等）。

### 2. 建材トップランナー制度の対象となるサッシ及びガラスの選定

#### （1）用途による取扱い

サッシ及びガラスは、その用途により、戸建住宅、低層共同住宅等（以下「戸建住宅等」という。）に使用されるものと高層建築物に使用されるものとに大別できる。

戸建住宅等の開口部はある程度定型化されているのに対し、高層建築物の開口部はその用途・規模・設計に応じてオーダーメイドで設計されることが通常である。このため、高層建築物の外皮の熱損失防止性能については、建築材料の性能の改善効果に比べて建築設計による改善効果が大きいと考えられる。

また、高層建築物においては、建築基準法第20条及び第27条に基づき厳しい耐風基準及び耐火基準への適合が求められることから、戸建住宅等と比較してサッシ及びガラスの材質が限定される状況となっている。具体的には、サッシは躯体に溶接等により取付けられる構造のものとなっており、材質がアルミに限定されることがほとんどである。

以上より、高層建築物用のサッシ及びガラスについてはメーカー側の対応による熱損失防止性能の改善余地が小さく、建材トップランナー制度による性能の改善余地がそれほど大きく見込めないことから、建材トップランナー制度の対象は、主に戸建住宅等に用いられるサッシ及びガラスとすることとしたい。

#### （2）単板ガラスの取扱い

ガラスは、複層ガラスと単板ガラスとに大別できる。このうち、複層ガラスは確実に窓

に用いられるのに対し、単板ガラスについては、①窓に用いられるもの、②家具等開口部以外に用いられるもの、といったように、必ずしも窓に用いられるとは限らない。また単板ガラスの流通状況は以下のとおり卸・代理店を経由するものが大部分を占めているため、ガラスメーカーが出荷するすべてのガラスの用途を特定することは困難な状況にある。

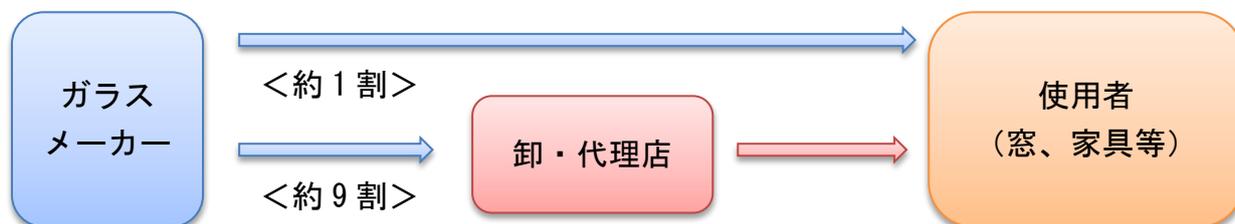


図 1 : 単板ガラスの流通状況

このように、単板ガラスについては、必ずしも熱損失防止建築材料として窓に用いられるとは限らず、また、ガラスメーカーが出荷段階で用途を特定することができないことから、建材トップランナー制度の対象は複層ガラスとすることとしたい。

なお、単板ガラスは複層ガラスと異なり、熱損失防止性能の改善の余地が見込めない状況にある。

また、この場合において、単板ガラスを用いた窓から、より熱損失防止性能の高い複層ガラスを用いた窓への移行については、サッシのトップランナー制度（単板ガラス用サッシ（アルミのみ）から複層ガラス用サッシへの移行）によって促すこととしたい。

### （3）建材トップランナー制度の対象となるサッシ及びガラスの選定

以上を踏まえ、建材トップランナー制度においては、主に戸建住宅等に用いられるサッシ及び主に戸建住宅等に用いられる複層ガラスとして、具体的には、以下を対象とすることとしたい。

- ①主に戸建住宅等に用いられるサッシ：枠を「構造躯体に溶接等で固定し、当該枠と構造躯体の間にモルタル等を充填する取付方法」以外の方法で取り付ける構造のサッシであって、防水シート及び防水テープにより止水処理を行う構造のもの。<sup>12</sup>
- ②複層ガラス：ガラス総板厚みが 10mm 以下の複層ガラス<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 戸建住宅等に用いられるサッシは、「取付方法の違い」及び「止水処理の違い」に起因する他用途のサッシとの構造的差異があることから、当該差異に着目した定義付けを行うこととする。具体的には、戸建住宅等は一般に木造、軽量鉄骨造等であり、当該構造の建築物に適切に取り付けられるよう、戸建住宅用サッシはビス留め等、溶接取付以外の取付方法に適した構造を有している。また、戸建住宅等は一般に防水シート及び防水テープによって止水処理が施されることから、戸建住宅用サッシは当該止水処理に適した構造を有している。

<sup>2</sup> 内窓は、外窓の内側に付加的に設置し断熱性能を向上させるものであるが、外気に接しておらず、シャッター、ブラインド等と同様に外窓の付属設備という位置付けと考えられることから、内窓用のサッシは対象としないこととする。

<sup>3</sup> 高層建築物に用いられるガラスは耐風圧性等から一般にガラス総板厚みが 10mm を超えている。